

実績評価書

平成20年8月

評価の対象となる施策目標	児童虐待や配偶者による暴力等への支援体制の充実を図ること
--------------	------------------------------

1. 政策体系上の位置付け等

基本目標	VI	男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること
施策目標	4	児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立までの切れ目のない支援体制を整備すること
施策目標	4-1	児童虐待や配偶者による暴力等への支援体制の充実を図ること
※重点評価課題（要保護児童対策の推進）		
個別目標1		児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応の体制を充実すること
(主な事務事業) ・生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） ・育児支援家庭訪問事業 ・要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワークを含む）の設置促進 ・相談援助体制の強化		
個別目標2		虐待を受けた子どもの保護・支援のための体制を整備すること
(主な事務事業) ・施設の小規模化の促進 ・心理療法担当職員の配置 ・児童家庭支援センター運営事業		
個別目標3		配偶者による暴力被害者等の相談、保護及び支援のための体制を整備すること
(主な事務事業) ・婦人相談員の設置 ・婦人相談所一時保護所における同伴児童の対応等を行う指導員の配置 ・婦人保護施設における夜間警備体制の強化		
施策の概要（目的・根拠法令等） 1 目的等 児童虐待を防止し、すべての子どもの健全な心身の成長、自立を促すため、虐待の「発生予防」から「早期発見・早期対応」、さらには虐待を受けた子どもの「保護・自立支援」に至るまでの切れ目のない総合的な支援体制を整備、充実させる。併せて、配偶者による暴力被害者の適切な保護及び自立に向けた支援のため、婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設における相談・保護の充実化を図る。		

2 根拠法令	
○児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）	
○児童福祉法（昭和22年法律第164号）	
○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）	
○「少子化社会対策大綱」（平成16年6月4日閣議決定）	
主管部局・課室	雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室
関係部局・課室	雇用均等・児童家庭局家庭福祉課、総務課

2. 現状分析

児童虐待への対応については、平成12年11月に「児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）」が施行され、その後平成16年には児童虐待防止法及び児童福祉法の改正が行われ、制度的な対応について充実が図られてきたところである。しかしながら、子どもの生命が奪われるなど、重大な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における虐待に関する相談対応件数も増加を続け、平成18年度には児童虐待防止法制定直前の約3倍に当たる37,323件となるなど、依然として早急に取り組むべき社会全体の課題となっている。こうした状況を踏まえ、平成19年5月、児童の安全確認等のための立入調査等の強化、保護者に対する面会・通信等の制限の強化、保護者が指導に従わない場合の措置の明確化等の規定の整備等を行う「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、平成20年4月より施行されたところである。

また、配偶者からの暴力（以下「DV」という。）の問題については、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV法」という。）」が成立し、同法において、婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設において、DV被害の相談・保護を行うこととされた。その後、平成16年12月と平成19年7月にDV法が改正され、DVの定義の拡大、保護命令制度の拡充、被害者の自立支援の明確化、市町村の役割強化が盛り込まれ、支援の充実を図ってきたところである。しかしながら、婦人相談所における夫等の暴力の相談件数は、平成13年度13,071件（19.2%）から平成18年度22,315件（29.6%）と増加しており、依然として早急に取り組むべき課題となっている。

3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)					
※【 】内は、目標達成率（実績値/達成水準）					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワークを含む）を設置している市町村数（単位：自治体） （全市町村/平成21年度）	967 【-】	1,243 【-】	1,224 【-】	1,271 【-】	1,536 【-】
2 24時間365日体制が確保されている児童相談所を設置している都道府県・市数（単位/自治体） （全ての都道府県、指定都市、児童相談所設置市/平成21年度）	-	-	43 【-】	64 【-】	66 【-】
3 小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の設置数 （単位：か所） （845か所/平成21年度）	40 【-】	280 【-】	375 【-】	440 【-】	503 【-】
4 婦人相談員の設置数 （単位：人） （前年度以上/毎年度）	840 【104.3%】	866 【103.1%】	904 【104.4%】	915 【101.2%】	980 【107.1%】

(調査名・資料出所、備考)

・指標1は、雇用均等・児童家庭局虐待防止対策室の調べによる。要保護児童対策地域協議会は、平成16年の児童福祉法改正により法定化されたものであり（同法25条の2）、平成16年度までは虐待防止ネットワークの設置数、平成17年度からは要保護児童対策地域協議会又は虐待防止ネットワークの設置数である。

・指標2は、雇用均等・児童家庭局総務課の調べによる。平成15～16年度の数値は、

- 事業開始が平成17年度からのため、記載できない。
- ・指標3は、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の調べによる。
 - ・指標4は、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の「婦人保護事業実施状況報告」による。

【参考】指標1：市町村における児童家庭相談業務等の状況について
(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv18/index.html>)

施策目標の評価

【有効性の観点】

住民に身近な市町村における要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワークを含む。）の設置が促進されているとともに、児童相談所における24時間365日体制確保などの児童相談所の体制強化が進んでいる（※1）。

また、より家庭的な環境の中できめ細やかなケアを行えるよう、小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の設置数の増加による施設の小規模化も進むなど、児童虐待の「発生予防」、「早期発見・早期対応」、子どもの「保護・自立支援」の取組に一定の成果を示している（※2）。この小規模グループケア及び地域小規模児童養護施設の設置をさらに推進するため、平成20年7月1日から小規模グループケアを1施設あたり2か所まで指定できることとしたほか、地域小規模児童養護施設の複数設置の際の要件を緩和したところである。

さらに、婦人相談員の設置数についても増加しており、DV被害の相談体制の充実が図られたことにより目標達成に向けて進展があったものと評価している。

【効率性の観点】

住民に身近な市町村において関係機関が児童に係る情報や考え方を共有し、適切な対応を図るための連携等の体制整備が進んでおり、効率的であると認められる。

【総合的な評価】

要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワークを含む。）を設置する市町村数は、平成15年度と19年度を比較すると、約1.6倍となり、婦人相談員の設置数も、平成15年度以降年々増加している。また、小規模グループケア及び地域小規模児童養護施設の設置については、平成21年度の達成水準とはまだ開きがあるが、設置要件の緩和等目標達成に向けた取組を行っている。これらのことから、児童虐待やDVへの支援体制の充実が図られているものと評価できる。

※1 虐待防止ネットワークは、児童虐待防止の機能を持つ市町村域での関係機関・団体等の任意のネットワークをいう。

また、要保護児童対策地域協議会は、ネットワークの構成員に守秘義務を課す、関係機関の調整を図る機能を設置する等、ネットワークの機能をさらに強化し、平成16年より児童福祉法上に位置づけられたものであり、平成20年度より、市町村における設置が努力義務化されている。

※2 小規模グループケアは、できる限り家庭的な環境の中で養育を行うために、施設におけるケア形態を小規模化したものである。小規模グループ化するメリットとして、より家庭的な雰囲気の中で、きめ細やかなケアを行うことが可能になること、また、専属職員の配置により、子どもとの安定的な人間関係が構築され信頼関係がより強固なものとなることなどが挙げられる。

また、地域小規模児童養護施設は、家庭への復帰が困難な児童等を対象に、既存の住宅等を利用して、一般家庭に類似させた中で養育するものである。メリットは、近隣住民との適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境の中で養育を実施することにより、入所児童の社会的自立を促進することにある。

4. 個別目標に関する評価

個別目標1

児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応の体制を充実すること

個別目標に係る指標

アウトプット指標

(達成水準/達成時期)

※【 】内は、目標達成率（実績値/達成水準）

	H15	H16	H17	H18	H19
1 要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワークを含む）を設置している市町村数（単位：自治体） （全市町村／平成21年度） ※施策目標に係る指標1と同じ	967	1,243	1,224	1,271	1,536
2 24時間365日体制が確保されている児童相談所を設置している都道府県・市数（単位：自治体） （全ての都道府県、指定都市、児童相談所設置市／平成21年度） ※施策目標に係る指標2と同じ	—	—	43	64	66
3 生後4か月までの乳児のいる家庭への全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施市町村数 （単位：自治体） （全市町村／平成21年度）	—	—	—	—	1,063
4 育児支援家庭訪問事業の実施市町村数（単位：自治体） （全市町村／平成21年度）	—	96	400	451	784
（調査名・資料出所、備考） ・指標1は、雇用均等・児童家庭局虐待防止対策室の調べによる。要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）は、平成16年の児童福祉法改正により法定化されたものであり（同法25条の2）、平成16年度までは虐待防止ネットワークの設置数、平成17年度からは要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）又は虐待防止ネットワークの設置数である。 ・指標2は、雇用均等・児童家庭局総務課の調べによる。平成15～16年度の数值は、事業開始が平成17年度からのため、記載できない。 ・指標3は、雇用均等・児童家庭局総務課の調べによる。平成15～18年度の数值は、事業開始が平成19年度からのため、記載できない。 ・指標4は、雇用均等・児童家庭局総務課の調べによる。平成15年度の数值は、事業開始が平成16年度からのため、記載できない。					
【参考】 ・指標1：市町村における児童家庭相談業務等の状況について （ http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv18/index.html ） ・指標3・4：平成19年度「生後4か月までの全戸訪問事業」及び「育児支援家庭訪問事業」都道府県別実施状況 （ http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/kosodate14/index.html ）					
参考指標					
1 児童相談所における児童虐待相談対応件数（単位：件）	26,569	33,408	34,472	37,323	40,618 （速報値）
2					
（調査名・資料出所、備考） ・参考指標1は、大臣官房統計情報部の「福祉行政報告例」による。					
個別目標1に関する評価（主に有効性及び効率性の観点から） 市町村における要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワークを含む。）の設置が着実に推進されるとともに、児童相談所における24時間365日体制確保も進められ、市町村及び児童相談所による相談・支援体制の充実も図られている。このことから、市町村において関係機関が子どもに関する情報や考え方を共有し適切な対応を図るための連携等の体制整備が促進されるとともに、児童相談所による相談体制の強化が進んでいるものであり、児童虐待の早期発見・早期対応のための取組が進んでいるものと評価できる。 生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）は、乳児家庭の孤立化を防ぎ、					

乳児の健全な育成環境の確保を図るものであり、全市町村の半数以上で実施されるなどその普及に向けた取組が推進されているものと認められる。また、様々な要因で養育が困難となっている家庭に対して、保健師等が訪問して育児・家事の援助や育児に関する技術支援等を行う育児支援家庭訪問事業は、実施市町村数が着実に増加し、市町村における児童虐待の発生予防の取組が推進されているものと認められる。

なお、生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）及び育児支援家庭訪問事業は、今後もさらなる設置促進が見込まれている。

施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要	
事務事業名	要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワーク）の設置促進
平成19年度 予算額	36,500百万円の内数（補助割合：1／2相当定額） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要	要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、市町村における児童虐待防止の中核となる要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワークを含む。）（保健、医療、福祉、教育、警察、司法等の関係機関、団体等により構成）について、設置促進及び機能強化を図る。
事務事業名	相談援助体制の強化（児童相談所24時間365日事業体制対応協力員を配置）
平成19年度 予算額	2,307百万円の内数（補助割合：1／2相当定額） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要	虐待件数の増加や困難事例の増加、児童相談に関する役割を担う市町村に対して後方支援することなどの現状を踏まえ、児童相談所において夜間休日を問わず、いつでも相談に応じられる体制の整備を図るため、24時間365日事業体制対応協力員を配置する。
事務事業名	生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
平成19年度 予算額	36,500百万円の内数（補助割合：1／2相当定額） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要	保健師、助産師、子育て経験者等が、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うなど、乳児のいる家庭と地域をつなぐ最初の機会とする。（平成19年度新規事業）
事務事業名	育児支援家庭訪問事業
平成19年度 予算額	36,500百万円の内数（補助割合：1／2相当定額） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要	養育が困難になっている家庭に対して保健師、助産師、子育て経験者等が訪問し、育児・家事の援助や具体的な育児に関する技術的支援を行う。

個別目標2		虐待を受けた子どもの保護・支援のための体制を整備すること				
アウトプット指標 （達成水準／達成時期）						
※【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準）						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の設置数	40	280	375	440	503

	(単位：か所) (845か所以上／平成21年度) ※施策目標に係る指標3と同じ。					
2	児童家庭支援センターの設置数 (単位：か所) (100か所以上／平成21年度)	46	52	59	66	68
(調査名・資料出所、備考) ・指標1及び2は、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の調べによる。						
参考指標		H15	H16	H17	H18	H19
1	児童虐待相談対応件数 (単位：件)	26,569	33,408	34,472	37,323	40,618 (速報値)
(調査名・資料出所、備考) ・参考指標1は、大臣官房統計情報部の「福祉行政報告例」による。						
個別目標2に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)						
小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の設置数は、440か所から503か所に増加し、また、児童家庭支援センターの設置数は、66か所から68か所に増加している。児童虐待相談対応件数の増加を踏まえると、小規模グループケアにおいて、できる限り家庭的な環境の中で虐待を受けた子どもの相談、保護及び支援ができるようなケアの形態の小規模化を図り、地域小規模児童養護施設において、近隣住民との適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境の中で養護を実施するようにし、また、児童家庭支援センターにおいて、地域に密着した相談・支援体制を整備し、相談・支援を担当する職員や心理療法等を担当する職員が児童の事情に応じたきめ細やかな相談等を行うことは、有効かつ効率的であると評価できる。						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 : 施設の小規模化の推進						
平成19年度 予 算 額 : 3,263百万円(補助割合:[国1/2][都道府県、指定都市、児童相談所 設置市1/2]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()						
実施主体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()						
概要: 虐待を受けた子ども等に対して、できる限り家庭的な環境の中で、職員との個別的な関係を重視したきめ細やかなケアを行うための体制整備を行う。						
事務事業名 : 児童家庭支援センター運營業業						
平成19年度 予 算 額 : 2,307百万円(補助割合:[国1/2][都道府県、政令市、児童相談所設 置市1/2]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他() ※予算額は「児童虐待・DV対策等総合支援事業」の内数						
実施主体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()						
概要: 地域に密着した相談支援体制を強化するために、虐待や非行等の問題につき地域住民等からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、保護を要する児童又はその保護者に指導を行い、児童相談所等との連携・連絡調整等を総合的に行う。						
事務事業名 : 心理療法担当職員の配置						
平成19年度 予 算 額 : 1,279百万円(補助割合:[国1/2][都道府県、指定都市、中核市、児童 相談所設置市1/2]:[国1/2][都道府県1/4]、[市及び福祉事 務所設置町村1/4]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()						
実施主体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()						
概要: 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設に心理療法を行う職員を配置し、虐待等による心理的外傷のため心理療法を必要とする子ども						

もに、遊技療法やカウンセリング等の心理療法を実施することにより、子どもの安心感・安全感の再形成及び人間形成の修正等を図ることを目的とするものである。

個別目標3 配偶者による暴力被害者等の相談、保護及び支援のための体制を整備すること						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	婦人相談員の設置数 (単位:人) (前年度以上/毎年度) ※施策目標に係る指標4と同じ。	840 【104.3%】	866 【103.1%】	904 【104.4%】	915 【101.2%】	980 【107.1%】
2	婦人相談所一時保護所における同伴児童の対応等を行う指導員の配置 (単位:か所) (前年度以上/毎年度)	—	8	8 【100.0%】	5 【62.5%】	11 【220.0%】
(調査名・資料出所、備考) ・指標1及び2は、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の「婦人保護事業実施状況報告」による。 ・指標2の平成15年度の数値は、平成16年度から事業を実施しているため記載できない。						
参考指標		H15	H16	H17	H18	H19
1	婦人相談所及び婦人相談員におけるDVに関する相談処理件数 (単位:件)	19,260	20,119	21,125	22,315	集計中
(調査名・資料出所、備考) ・参考指標1は、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の「婦人保護事業実施状況報告」による。 ・平成19年度の数値は、平成20年9月に確定する予定である。						
個別目標3に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)						
<p>近年、婦人相談所及び婦人相談員におけるDVに関する相談処理件数が増加を続けているところ、平成19年度においては、婦人相談員の設置数が引き続き増加し、婦人相談所一時保護所(※)における同伴児童の対応等(DVを目撃した児童の心理ケアを行うとともに母親の養育支援を行う。)を行う指導員についても、対象を乳幼児から児童に拡大したため、配置数が増加した。したがって、配偶者による暴力被害者等の相談、保護及び支援のための有効な体制整備が行われたと評価できる。</p> <p>なお、当該体制整備の一環として、従来、非常勤で配置していた婦人保護施設心理療法担当職員を常勤化するための経費を平成19年度に予算措置したところであるが、実施初年度ということもあり、施設における取り組みが進まなかった。</p> <p>入所者に対する心理的ケアを継続的に行い深刻な被害の回復を図るとともに、被害者の自立を支援する職員に対する適切な助言等を行うなど、DV被害者等への支援体制の充実を図るといった観点から、心理療法担当職員の常勤化のニーズは高い。事業実施初年度でもあり、諸条件の調整に時間を要していたと考えられるが、各婦人保護施設と心理療法担当職員との適合性の問題が解消されれば、早期に常勤化が進むものと考えている。</p>						
※ 婦人相談所一時保護所は、要保護女子を一時保護する施設で、婦人相談所に設けなければならない。一時保護は、売春防止法に基づき婦人保護施設への収容保護又は関係諸機関等への移送等の措置が採られるまでの間に行うほか、短期間の更生指導を必要とする場合等に行われる。なお、平成14年度から配偶者暴力防止法により、配偶者からの暴力被害者及びその同伴する家族の一時保護を行うこととされている。						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 : 婦人相談員の設置						
平成19年度 : 2,307百万円(補助割合:[国1/2][都道府県及び市1/2])						
予算額 : 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()						

実施主体	※予算額は「児童虐待・DV対策等総合支援事業」の内数 本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要	DV等の相談に応じるため、婦人相談所等に婦人相談員を配置する。
事務事業名	婦人相談所一時保護所における同伴児童の対応等を行う指導員の配置
平成19年度 予算額	820百万円（補助割合：[国5/10][都道府県5/10]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要	婦人相談所一時保護所に保護されたDV被害者等が自立に向けた取組を安心して行える環境を整備することを目的として、同伴児童の対応等を行う指導員を配置する。 （平成19年度からは、従来からの婦人相談所一時保護所における同伴乳幼児の対応等を行う指導員の対象を乳幼児から児童に拡大して配置することとしている。）
事務事業名	婦人保護施設における夜間警備体制の強化
平成19年度 予算額	1284百万円（補助割合：[国5/10][都道府県5/10]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要	婦人保護施設において、警備員の配置や機械設備の設置による夜間警備体制を強化することにより、配偶者の暴力から逃れて入所している被害者や職員の安全を確保する。

5. 評価結果の分類

1 施策目標に係る指標の目標達成率
指標1 目標達成率 ー%
指標2 目標達成率 ー%
指標3 目標達成率 ー%
指標4 目標達成率 107.1%
(目標達成率を算定できない場合、その理由)
・指標1、2及び3の目標達成率については、達成時期が平成21年度である。
2 評価結果の政策への反映の方向性
i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○）
ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○）
(イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討
(ロ) 見直しを行わず引き続き実施
(ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○）
(理由)
全体として、児童虐待やDVへの支援体制の充実といった施策目標の達成に向けて取組が進展しており、現在の施策を引き続き推進していく必要がある。
また、婦人保護施設への常勤心理療法担当職員の配置については、施設における取組が十分に進んでいないが、DV被害者をはじめとする婦人保護施設利用者への心理的支援のために必要であり、引き続き都道府県及び婦人保護施設に対し配置を働きかけていくものである。
入所者に対する心理的ケアを継続的に行い深刻な被害の回復を図るとともに、被害者の自立を支援する職員に対する適切な助言等を行うなど、DV被害者等への支援体制の充実を図るという観点から、心理療法担当職員の常勤化のニーズは高い。
今後、新規及び現在雇い上げの心理療法担当職員について、婦人保護施設の職員としての適性・能力の有無を適正且つ迅速に見極め、常勤化へ早期に移行するよう都道府県及び婦人保護施設に対し促していく。
3 施策目標等に係る指標の見直し（該当するものすべてに○）
(施策目標に係る指標)
i 指標の変更を検討

- ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討

(個別目標に係る指標)

- i 指標の変更を検討
- ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討

(理由)

6. 特記事項

①国会による決議等の状況（警告決議、附帯決議等）

- ・児童福祉法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成16年11月10日衆議院厚生委労働委員会）

児童福祉司等の資質向上及び配置基準の見直しなど児童相談所及び市町村の体制拡充、家庭裁判所の児童福祉に関する機能強化への取組促進、国及び地方自治体における関係機関との連携強化、保護者への指導・支援のあり方及び虐待事件の検証結果等の地方自治体への周知徹底について、適切な措置を講ずるべきとされている。

- ・児童福祉法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成16年11月25日衆議院厚生委労働委員会）

児童福祉司等の資質向上及び配置基準の見直しなど児童相談所の体制拡充、要保護児童対策地域協議会の全市町村設置、市町村への技術的支援、家庭裁判所の児童福祉に関する機能強化への取組推進、国及び地方公共団体における関係機関との連携強化、保護者への指導・支援のあり方及び虐待事件の検証結果等の地方自治体への周知徹底について、適切な措置を講ずるべきとされている。

②各種政府決定との関係及び遵守状況

- ・「男女共同参画基本計画（第2次）（平成17年12月27日閣議決定）

男女共同参画基本計画（第2次）（抄）

第2部 施策の基本的方向と具体的施策

5. 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

(2) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

ア 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

○児童虐待への取組の推進

- ・「子ども・子育て応援プラン」

平成16年12月に全閣僚で構成される少子化社会対策会議で決定された「子ども・子育て応援プラン」において、児童虐待防止対策の推進として、

- ・虐待防止ネットワークを平成21年度までに全市町村で設置
- ・育児支援家庭訪問事業を平成21年度までに全市町村で実施
- ・児童相談所の夜間対応等の体制整備を今後5年間で全都道府県・指定都市で実施
- ・児童家庭支援センターを平成21年度までに100か所整備

などに取り組むとともに、概ね10年後を展望した目指すべき社会の姿では、「児童虐待により子どもが命を落とすことがない社会になる（児童虐待死の撲滅を目指す）」としており、施策を強力に推進することとしている。

- ・「新しい少子化対策について」（平成18年6月20日少子化社会対策会議決定）

2. 新たな少子化対策の推進

(1) 子育て支援策

⑦子育て初期家庭に対する家庭訪問を組み入れた子育て支援ネットワークの構築

(3) その他重要な施策

④児童虐待防止対策及び要保護児童対策の強化

- ・「児童相談所、警察、学校、NPOなどが連携して、子どもを虐待から守る地域ネットワークの市町村への設置を進めます」、「配偶者からの暴力や母子家庭など、困難な状況に置かれている女性に対し、行き届いたケアや自立支援を進めます」（第166回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説）

③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況

なし

④会計検査院による指摘

なし

⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

平成16年10月に施行された「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」などを踏まえ、同年10月、社会保障審議会児童部会の下に「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」が設置され、様々な専門分野で構成される有識者が、継続

(VI-4-1)

的・定期的に全国の児童虐待による死亡事例等を分析・検証し、全国の子ども虐待関係者が認識すべき共通の課題とその対応を取りまとめるとともに、制度やその運用についての改善を促すことを目的として、平成17年4月から平成20年3月までの間に4次におわって報告がとりまとめられた。

7. 本評価書に関連する他の実績評価書

VI-2-1 地域における子育て支援等施策の推進を図ること